

滋賀県市町対話システムについて

1 概 要

- (1) 目的(第1条)
対等なパートナーとしての県と市町の適切な連携・協力関係を構築し、県と市町の協働による自治の創造に資することを目的とする。
- (2) 定義(第2条)
対話システムとは、次の手続をいう。
県政の基本的な政策を立案する過程で、市町からの意見・提案の機会を確保し、的確に応答する手続
自治の基本に関わる重要な事項について双方向で議論する手続
- (3) 対象(第3条)
市町の事務に影響を及ぼす条例の制定、改廃
県の長期構想、基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定
自治の基本に関わる重要な事項
- (4) 手法(第4条)
担当部課 …… 文書往復、説明会の実施、検討の場の設置
副知事・担当部長 - 副市町長 …… 県市町調整会議の開催
知事 - 市町長 …… 自治創造会議の開催
対話システムにより新たな手続を加えようとするものではなく、第1条に示す目的を念頭に置く中で、担当部課レベルでの従前からの取組を一層進め、徹底しようとするもの
- (5) 県からの意見聴取(第5条)
県は、(3) を立案しようとするとき、あらかじめ市町に案を示し、意見をきく。
- (6) 市町からの提案(第6条)
市町は、(3) ~ について、県に対し提案を行うことができる。
- (7) 自治創造会議および県市町調整会議の開催(第7条)
県または市町が必要と認めるときに調整して開催する。
- (8) 事務局(第8条)
県総務部自治振興課、県市長会事務局、県町村会事務局の三者で共管する。
- (9) 市町からの意見等の考慮(第9条)
県は、市町から提出された意見等を考慮し、計画等について意思決定を行う。
県は、計画等の意思決定を行ったときは、市町に対して説明責任を果たすよう努める。
- (10) 適用除外(第10条)
次の場合は、申合せは適用しない。
法令・条例により市町への意見聴取が義務づけられている場合
附属機関等で対話システムに準じた手続で策定した報告・答申等に基づき、県が計画等を立案する場合
- (11) その他(第11条)
対話システムに関し必要な事項は、自治創造会議の構成員の協議により決定する。
- (12) 付 則
施行日 / 経過措置 / 自治創造会議設置の申合せの廃止

2 今後のスケジュール

- | | | | |
|-------|------------|---|---------|
| 3月25日 | 副知事・副市町長会議 | … | 意見交換・調整 |
| 4月15日 | 第3回自治創造会議 | … | 報告・確認 |